

【新型コロナウイルス】クイーンズランド（QLD）州における集会制限等の規制緩和（1月17日午後4時より施行）

2020年11月13日  
在ブリスベン総領事館

● 11月13日、パラシェQLD州首相は、11月17日（火）午後4時より、以下の規制緩和を行う旨発表しました。

1 集会

自宅及び公共の場所での集会可能人数を50名までに緩和する。

2 屋内施設

密度制限を4㎡当たり1名から、2㎡当たり1名に緩和する（例：レストラン、カフェ、パブ、クラブ、博物館、美術館、礼拝所、コンベンションセンター及び州議会議事堂）。

敷地内の屋内遊び場も開放可能。

3 結婚式

結婚式に最大200名が参加でき、全ての招待客は屋内外でダンス可能。

4 葬式

葬式に最大200名が参加可能。

5 屋内イベント

入場券が必要且つ着席が求められる屋内施設の着席収容可能人数について、入出場の際に観客がマスクを着用する場合、50%から100%に緩和（例：劇場、生演奏、映画館及び屋内スポーツ）。

出演者と観客の距離を4mから2mに緩和。ただし、合唱団と観客の距離は4m確保することが必要。

6 屋外イベント

COVID 安全イベント計画を有する場合、屋外イベント参加人数を1,000名から1,500名に緩和。より大規模なイベントにはCOVID 安全計画が必要。

7 屋外スタジアム

COVID 安全計画を有する場合、着席収容可能人数を75%から100%に緩和。

8 屋外におけるダンス

屋外におけるダンスが許可される（例：屋外音楽祭、ビアガーデン）。

9 寄宿学校

寄宿学校の生徒は、週末及び祝日に友人宅に宿泊可能。

10 レジデンシャル・ケア

メンタルヘルス、薬物及びアルコールに関する支援を受けている大切な人を訪問可能。

本件に関する詳細については、以下（英文のみ）州政府ホームページをご覧ください。

<https://www.covid19.qld.gov.au/government-actions/roadmap-to-easing-queenslands-restrictions>

本発表に伴い州政府が公表した改訂ロードマップ仮訳（当館作成：原図を必ずしも忠実に訳したものではありません）は、以下をご覧ください。

<https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/downloads/cvirus13112020.pdf>

本発表に伴い州政府が公表した改訂ロードマップ原文は、以下（英文のみ）をご覧ください。

[https://www.covid19.qld.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0016/127150/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf?nocache-v12](https://www.covid19.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0016/127150/DPC7309-COVID-19-Restrictions-roadmap.pdf?nocache-v12)

この領事メールは、在留届にて届けられたメールアドレスおよび「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されています。

<問い合わせ先>

在ブリスベン日本国総領事館

住所：Level 17, 12 Creek Street, Brisbane QLD4000

電話：07 3221 5188 / FAX 07 3229 0878

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下の URL から停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

また、「たびレジ」は日本国籍の無い方でも登録可能ですので、本メールの受領を希望する方には、是非「たびレジ」登録をご案内下さい。

（良くある質問） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/faq.html>